

こんな変化に注意

土砂災害の前ぶれ(前兆現象)

身のまわりでこんな現象が起こったら、すぐに近所の人や役場に知らせ、安全な場所に避難しましょう。特に大雨が降っているとき、降ったあとは要注意です。

がけ崩れの前ぶれ



① がけから小石がパラパラ落ちてくる。



② 樹木がゆれたり、かたむいたりする。



③ 斜面から水がわき出る。



④ 斜面にひび割れができる。



避難所への移動が困難な時は、がけから離れた部屋や2階などに避難しよう。

土石流の前ぶれ



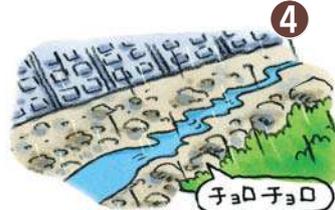
① 川や沢の中でゴロゴロという音がしたり、火花が見えたりする。
→上流の山が崩れ、大きな石がぶつかり合いながら流れてくるため。



② 川や沢の流れがにごり、生の木が流れてくる。
→上流の山が崩れて、土砂や木が川や沢を流れているため。



③ 山鳴りがする、異常なおいがする、地鳴りがする。
→上流で山が崩れているため。



④ 雨がふり続けているのに川や沢の水が減る。
→上流の川や沢が崩れた土砂でせき止められているため。土石流の危険がせまっている。



土石流から逃げる時は、川から離れてなるべく高い所にあがろう。

地すべりの前ぶれ



① 池の水がにごったり、減ったりする。

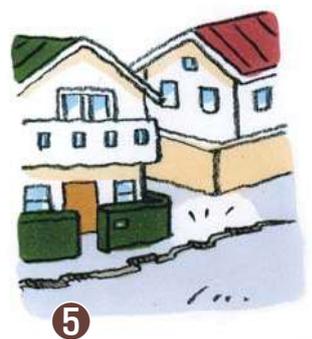


② 山の樹木がザワザワとさわぐ。木の裂ける音や木の根が切れる音がする。

③ 地鳴りや山鳴りがする。

④ わき水がふえる。

⑤ 地面にひび割れや段差ができる



! ここにあげたのは前兆現象の一例です。このほかにも「いつもと何か違う」と感じたら、都道府県や市町村、近所の人に知らせて安全な場所に避難してください。危険な場所や避難する場所は、市町村等から配布されるハザードマップ等で確認してください。

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

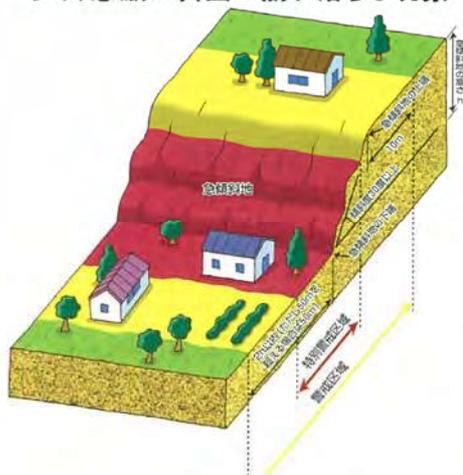
土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域 〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象



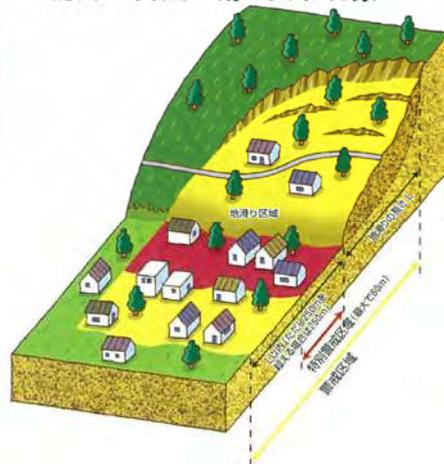
土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象



地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象



「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

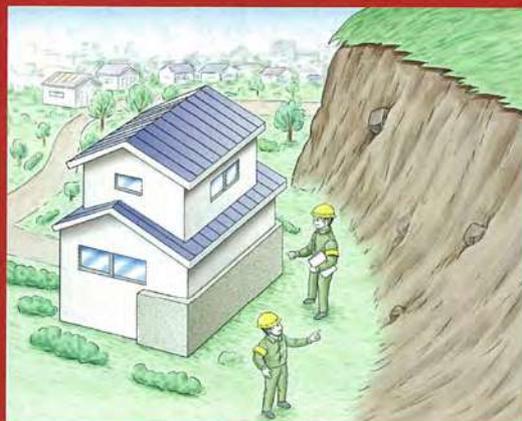


警戒区域では



警戒避難体制の整備

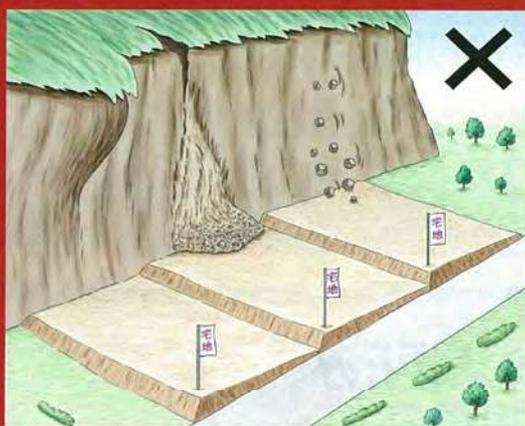
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村】



建築物の構造規制

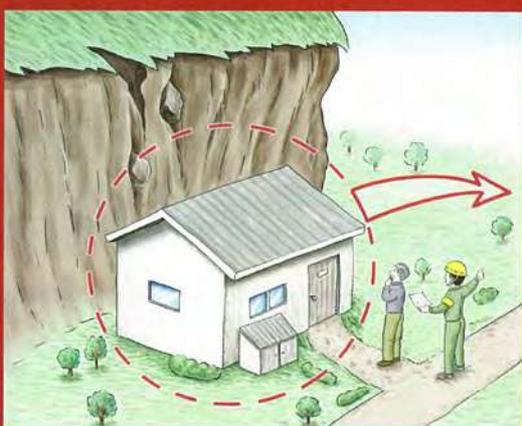
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。

特別警戒区域ではさらに



特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害弱者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



建築物の移転

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

お問い合わせ先

地域	土砂災害防止法関連について	建築物の構造規制及び がけ地近接等危険住宅移転業による補助関連について
東南村山	村山総合支庁建設部河川砂防課 電話:023-621-8230	村山総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:023-621-8235
西村山	村山総合支庁建設部西村山河川砂防課 電話:0237-86-8413	
北村山	村山総合支庁建設部北村山河川砂防課 電話:0237-47-8684	
最上	最上総合支庁建設部河川砂防課 電話:0233-29-1409	最上総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:0233-29-1418
東南置賜	置賜総合支庁建設部河川砂防課 電話:0238-26-6086	置賜総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:0238-26-6090
西置賜	置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課 電話:0238-88-8234	
庄内	庄内総合支庁建設部河川砂防課 電話:0235-66-2130	庄内総合支庁建設部建築課 審査指導担当 電話:0235-66-5641
県全体	県庁県土整備部砂防・災害対策課 電話:023-630-2614	県庁県土整備部建築住宅課 建築安全推進担当 電話:023-630-2640

子供たちの安全な通学へのご協力をお願いします。

- ・ 雪崩止めの設置
- ・ 積もった雪の早めの除雪

- ・ 流雪溝のフタは作業後必ず閉める

あっ！ 危ない！

- ・ 雪壁による歩行者の見落とし注意
- ・ 安全確認（特に交差点）

子ども達の安全な
通学・事故防止の為
地域の皆様の見守り等
ご理解とご協力を
よろしくお願いします。

大蔵村教育委員会委託事業

第38回あっとほーむ

インディアカ大会



1. 趣 旨 冬期間の運動不足を解消するため、スポーツ活動を通して、健康や体力維持増進と村民同士のコミュニケーションを図り、生活を明るく豊かにすることを目的とする。
2. 主 催 NPO 法人 Oh 蔵 SPORT
3. 協 力 大蔵村スポーツ推進委員
4. 日 時 令和5年2月19日(日) 午前9時00分 監督会議
午前9時20分 開会式
午前9時40分 競技開始
5. 場 所 大蔵村中央公民館集会室
6. 参加資格 ◎大蔵村に居住、勤務している方及びその友人、知人とする。
◎監督(選手を兼ねることができる)、選手含め8名以内とする。
◎中学生以上
7. チーム編成 ◎1チーム2名以上本村在住者がいること。
8. 服 装 運動に適した服装。
9. 競技規則 ◎日本インディアカ協会競技規則に準じます。
◎予選リンクはラリーポイント制1セット15点、3セットマッチとします。
(出場チーム数により変更になる場合があります。ご了承ください。)
◎決勝トーナメントはラリーポイント制1セット15点、3セットマッチとします。
◎1チーム監督1名、選手4名以上8名以内とする。
◎ネットの高さは2mとします。
10. 競技方法 ◎予選リンク、決勝トーナメント戦とします。
◎主審、副審、得点係は各チームが協力して行うこととします。
◎組合せ抽選は、当日の監督会議にて行います。
11. 表 彰 ◎第3位まで表彰します。
◎参加者全員に参加賞があります。
12. 参加料 無料
13. 申込方法 赤松生涯学習センター(75-2212)、大蔵村中央公民館(Tel 75-2323)に申込用紙がございますので、2月13日(月)まで Oh 蔵 SPORT 事務局(高橋・八鍬)まで申し込みください。
※保険加入の手続きがありますので、期限厳守で申し込み下さい。
14. その他 ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入館時のマスク着用・検温・手指消毒等にご協力をお願い致します。
◎防寒着等を着用ください。